

平成 22 年 6 月 1 日発行

第 1 号 (創刊号)

平成 22 年国勢調査 青森県トピックス

平成 22 年国勢調査青森県実施本部

(青森県企画政策部統計分析課内)

電話 017-734-9167

電子メール tokei@pref.aomori.lg.jp

今年 10 月 1 日を期して、「平成 22 年国勢調査」を実施します。

青森県では、調査の実施をちょうど半年後に控えた去る 4 月 2 日、蝦名副知事を本部長とする「平成 22 年国勢調査青森県実施本部」を設置しました。調査の正確かつ円滑な実施に向け、県が一丸となって取り組んでいくこととしており、6 月 1 日には、「平成 22 年国勢調査庁内連絡会議」を開催しました。

この度、この国勢調査の実施に向けた県内の取組みや話題など、さまざまな角度からお知らせする「平成 22 年国勢調査青森県トピックス」を発行しました。

このトピックスをとおして、国勢調査の実施についてご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



平成 22 年国勢調査について

国勢調査は、我が国の最も基本的な統計調査として、大正 9 年（1920 年）以来 5 年ごとに実施しており、今回の平成 22 年国勢調査はその 19 回目となり、10 年ごとに行われる大規模調査にあたっています。

平成 22 年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会を迎えて実施する最初の国勢調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない統計情報を国及び地域レベルで提供するものとして、各方面から期待されているところです。

国勢調査の内容

(1) 調査の期日

調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時現在で行います（9 月下旬から国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。）。

(2) 調査の対象

我が国に常住するすべての人及び世帯を対象とします。

(3) 調査の場所

ふだん住んでいる場所（住民票などで届出された場所とは限りません。）

(4) 調査事項

平成 22 年は「大規模調査」の年にあたり、調査項目は次の 20 項目について調査すること

としています。（前回の大規模調査（平成 12 年）では、調査項目は 22 項目でした。）

○世帯員に関する事項（15 項目）

- ①氏名 ②男女の別 ③出生の年月 ④世帯主との続き柄 ⑤配偶の関係 ⑥国籍 ⑦現在の住居における居住期間 ⑧5 年前の住居の住所地 ⑨在学 卒業等教育の状況 ⑩就業状態 ⑪所属の事業所の名称及び事業の種類 ⑫仕事の種類 ⑬従業上の地位 ⑭従業地又は通学地 ⑮従業地又は通学地までの利用交通手段

○世帯に関する項目（5 項目）

- ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住居の種類 ④住宅の床面積 ⑤住宅の建て方

調査票の提出方法が変わります

調査は、国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯は、調査票を封筒に入れて封をし、国勢調査員又は市町村に調査票を提出することにより行います。

調査票の提出は、次のいずれかの方法を世帯が選択することができます。

ア 国勢調査員への提出（封入提出方式：提出された調査票は、封入されたまま市町村に届けられます。）

イ 郵送による市町村への提出（郵送提出方式）

調査結果の活用

国勢調査から得られる統計は、国や地方公共団体での利用はもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられています。その主なものは、次のとおりです。

(1) 法定人口としての利用

衆議院小選挙区の画定の基準、地方交付税の交付金算定の基準など

(2) 行政施策の基礎資料としての利用

福祉、生活環境整備、防災対策等の国・地方公共団体における様々な計画の策定や施策の実施など

(3) 学術、教育、民間など広範な分野で利用

人口学、経済学等の学術研究、人口の将来推計、小・中学校等の教育用資料、企業の需要予測や店舗等の立地計画など

個人情報保護と報告義務

国勢調査は、国の統計に関する基本的な法律である「統計法」に基づいて実施されています。統計法では、厳格に個人情報保護されることとともに、報告義務が規定されています。

国勢調査の重要性をご理解いただき、調査票には漏れなく正確なご報告をお願いします。

(1) 目的以外には使用されません

国勢調査でご報告（記入）いただいた内容は、統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。他の行政目的に用いられることや、外部に出されることはありません。

(2) 調査に従事するすべての者には守秘義務があります

国勢調査員をはじめ調査関係者には、統計法により守秘義務が課せられており、ご報告（記入）いただいた内容を他にもらしたりすることはありません。また、調査票は、外部の人の目に触れないよう厳重に管理されます。

(3) 報告の義務があります

統計法では、調査を受ける皆様の報告義務が定められています。

4 月 2 日、平成 22 年国勢調査青森県実施本部を開設しました

今回の国勢調査は、人口減少社会を迎えて最初の国勢調査として、少子高齢化、就業・雇用などの実態を地域ごとに明らかにし、我が国が直面している重要課題に対する施策に欠くことのできない統計データを提供します。

このため、青森県では、平成 22 年国勢調査に際し、県民の皆様の理解と、関係機関の協力のもと、これを円滑に進めるため、4 月 2 日、副知事を本部長とする「平成 22 年国勢調査青森県実施本部」を設置しました。



[写真:平成 22 年国勢調査青森県実施本部の看板の除幕(本部長(蝦名副知事:左)、副本部長(佐々木企画政策部長:右)) [企画政策部統計分析課の事務室入口前]]

6 月 1 日、平成 22 年国勢調査庁内連絡会議を開催しました

平成 22 年国勢調査の実施にあたり、青森県庁内の効率的な実施体制を整え、調査業務を円滑に実施するため、5 月 18 日に平成 22 年国勢調査庁内連絡会議が設置され、その第 1 回会議が 6 月 1 日に開催されました。

会議では、関係課の出席のもと、国勢調査の実施体制や実施概要などの説明のほか調査に関する意見交換も行われ、関係課における協力内容等について確認しました。



[写真:平成 22 年国勢調査庁内連絡会議の開会にあたってあいさつする青森県実施本部副本部長 佐々木企画政策部長]

お知らせ

その 1

6 月は、平成 22 年国勢調査第 1 次市町村事務打合せ会（青森市）などの会議が予定されています。開催され次第、それらの概要をお知らせする予定です。

その 2

平成 22 年国勢調査に関する青森県版ホームページを開設しています。

詳しくは、青森県庁ホームページ

国勢調査

検索

国のホームページは、次のとおりです。

総務省統計局ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>